

広島市介護サービス事業者集団指導研修

高齢者虐待の防止について

平成26年 2月19日

広島市健康福祉局高齢福祉課

- 1 「高齢者虐待防止法」の定義
- 2 養護者による高齢者虐待の防止について
- 3 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止について

「高齢者虐待防止法」

(平成18年4月1日施行・最終改正平成24年10月1日施行)

【正式名称】

「高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」

【目的】

虐待を受けた高齢者の保護、養護者の負担の軽減を図ることなどにより、高齢者の権利・利益を擁護すること

- ⇒ 養護者による虐待と養介護施設従事者等による虐待がある。
- ⇒ 虐待をした人を罰するための法律ではない。

「高齢者虐待防止法」の定義①

【高齢者】

- ・65歳以上の者
- ・40歳以上で養介護施設等を利用する障害者

⇒ 平成24年10月1日から追加

【高齢者の養護者】

高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外の者をいう。

- ⇒ 現に高齢者の介護・世話をしている家族、同居人等
- ⇒ 同居しているか否かは問わない

「高齢者虐待防止法」の定義②

【養介護施設従事者等】

「老人福祉法」及び「介護保険法」に規定する養介護施設または養介護事業の業務に従事する者をいう。

区分	養介護施設	養介護事業
老人福祉法による規定	<ul style="list-style-type: none"> 老人福祉施設 有料老人ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> 老人居宅生活支援事業
介護保険法による規定	<ul style="list-style-type: none"> 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 地域密着型介護老人福祉施設 地域包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護サービス事業 地域密着型サービス事業 居宅介護支援事業 介護予防サービス事業 地域密着型介護予防サービス事業 介護予防支援事業

「高齢者虐待防止法」の定義③

【高齢者虐待】

養護者又は養介護施設従事者等が高齢者に対して行う次の行為

区分	具体例
身体的虐待	<ol style="list-style-type: none"> たたく、つねる、殴る、蹴る、やけどを負わせる ベッド等に縛り付けたり、意図的に薬を過剰に与える など
介護・世話の放棄、放任	<ol style="list-style-type: none"> 空腹・脱水・褥瘡などの状態をそのまま放置する 必要な介護・医療サービスを理由なく使わせない 劣悪な状態や住環境の中に放置する など
心理的虐待	<ol style="list-style-type: none"> 排泄の失敗を嘲笑するなど高齢者に恥をかかせる 怒鳴る、罵る、悪口を言う、子ども扱い、無視する など
性的虐待	<ol style="list-style-type: none"> 排泄の失敗に対して懲罰的に裸にして放置する キス、性器への接触、セックスを強要する など
経済的虐待	<ol style="list-style-type: none"> 日常生活に必要な金銭を渡さない、不当に使わせない 年金、貯金など財産を本人の意志に反して使用する など

- ⇒ 行為に及び者の虐待をしているという「自覚」の有無は問わない
 ⇒ 虐待を受けているという高齢者の「自覚」の有無は問わない

高齢者虐待の早期発見等（法第5条第1項）

- 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

高齢者虐待の早期発見等（法第5条第2項）

- 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。



【具体的に期待される役割】

- ① 未然防止の取り組み（困難事例への適切な対応など）
- ② 地域包括支援センターや行政が行う虐待事例の支援への協力（高齢者保護・養護者支援）

養護者による高齢者虐待について

養護者による高齢者虐待の現状（広島市）

（件）

年 度	21年度	22年度	23年度	24年度
相談・通報件数	146	216	242	205
このうち 虐待の事実あり	105	143	173	123

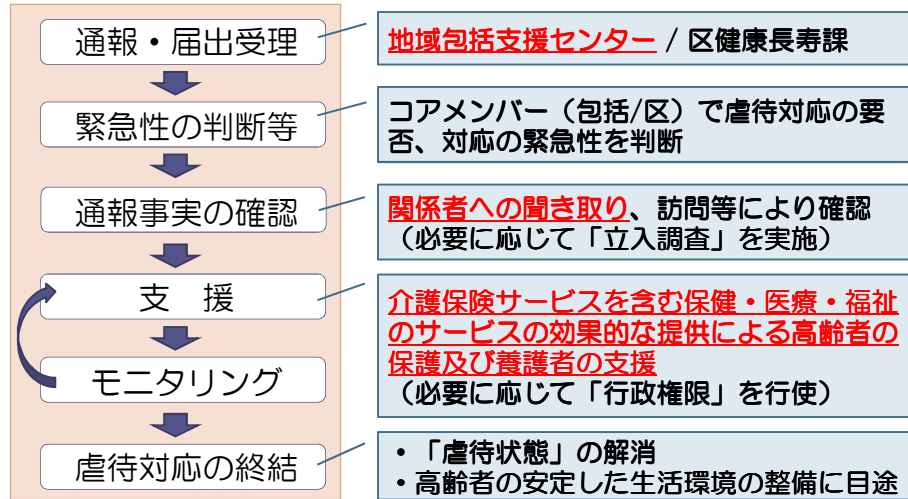
養護者による高齢者虐待に係る通報等（法第7条）

- ① 高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合
⇒ 速やかに市町村へ通報するよう努めなければならない
- ② 当該高齢者が「生命又は身体に重大な危険が生じている場合」
⇒ 速やかに市町村へ通報しなければならない【義務】
- ③ 通報者の保護
 - ・ 秘密漏洩罪（刑法）、その他守秘義務法規の適用外
 - ・ 個人情報保護法に反するとは解されない

個人情報保護法の例外規定

- ・ 第16条第3項（利用目的による制限）
 - ・ 第23条第1項（第三者提供の制限）
- 1 法令に基づく場合
 - 2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 3 （省略）
 - 4 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

高齢者虐待通報等の受理後の基本的な流れ



⇒ 高齢者保護だけでなく、養護者の負担軽減等により虐待状態の解消を図る

養護者による高齢者虐待の通報先

深刻化する前に、早めの相談・通報を！

◎ 地域包括支援センター

連絡先は別紙又は右QRコード参照



◎ 区役所健康長寿課

保健・医療福祉総合相談窓口

連絡先は市ホームページ
又は右QRコード参照



養介護施設従事者等による 高齢者虐待について

養介護施設従事者等による 高齢者虐待の現状と対応（広島市）

（件）

年 度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
相談・通報件数	10	6	11	21	12
このうち 虐待の事実あり	0	0	2	9	3

相談・通報・届出を受理した事例について

- 通報等を受理した事例については、高齢福祉課や介護保険課等が、該当施設等に対する事実確認を行い、虐待事実の有無について調査を行った。
- 虐待の事実が認められた施設等に対しては、老人福祉法又は介護保険法に基づき、高齢者虐待防止に関する業務改善指導を行い、この事実について県に報告した。
- 虐待の事実が認められなかった施設等についても、必要に応じてマニュアルの作成、職員への研修の実施、苦情・事故等への対応体制の構築等について助言した。

虐待防止に係る養介護施設等の責務

《高齢者虐待防止に関する取組(法第20条)》

～養介護施設設置者、養介護事業を行う者～

- 養介護施設従事者等へ研修を実施すること
- 利用者や家族からの苦情処理体制を整備すること
- その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止のための措置を講じること

例) 高齢者虐待防止マニュアル、身体拘束防止の手引の整備、
ケース会議の実施、虐待防止委員会の設置・運営など

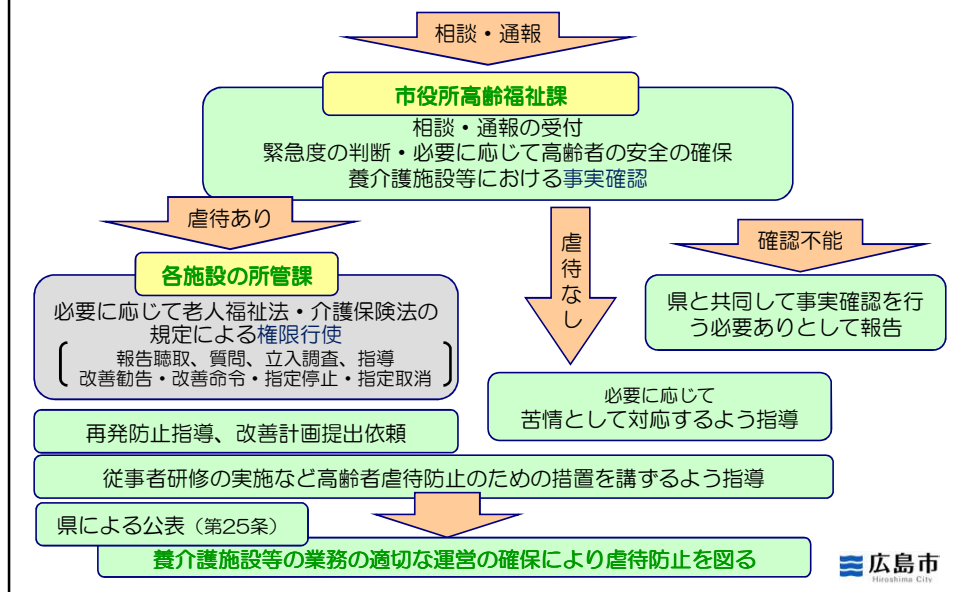
虐待防止に係る養介護施設従事者等の責務

《通報の義務(法第21条)》

～養介護施設従事者等～

- 業務に従事する養介護施設・事業所において、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町村に通報しなければならない
⇒ **秘密漏洩罪その他守秘義務違反にはあたらない**
- 養介護施設従事者等は、高齢者虐待の通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いを受けない

養介護施設従事者等による高齢者虐待の対応



『身体拘束禁止規定』

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」
(平成18年3月14日厚労令)

- サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない。



「緊急やむを得ない場合」を除き、
身体的拘束は原則すべて高齢者虐待に該当

出典) 厚生労働省老健局『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について』2006

身体拘束に該当する具体的な行為

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからすり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

出典) 厚生労働省「身体拘束ゼロ作成推進会議」『身体拘束ゼロへの手引き』2001

『緊急やむを得ない場合』とは

一次の条件をすべて満たす状態

- 【切迫性】 本人や他の入所者の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- 【非代替性】 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代わりになる介護方法がない
- 【一時性】 身体拘束等の行動制限が一時的なものである



「緊急やむを得ない場合」とは
『一時的に発生する突発事態』に限定される

出典) 厚生労働省「身体拘束ゼロ作成推進会議」『身体拘束ゼロへの手引き』2001

「介護保険指定基準に関する通知」

- 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。



「緊急やむを得ない場合」であっても、必要な手続き等を取っていないければ
高齢者虐待に該当

『緊急やむを得ない場合』の対応

- ① 要件を満たしているか「身体拘束廃止委員会」等
チームで確認・検討し、記録に残すこと

【**切迫性**】身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体を拘束する必要がある程に生命や身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認したのか

【**非代替性**】身体拘束を行わずに介護するすべての方法の可能性を検討したうえで、他に代替手段が存在しないことを複数のスタッフが確認したのか

【**一時性**】本人の状態像に応じて、必要とされる最も短い拘束時間を想定しているのか

出典) 厚生労働省「身体拘束ゼロ作成推進会議」『身体拘束ゼロへの手引き』2001

『緊急やむを得ない場合』の対応

② 本人や家族に、目的・理由・時間帯・期間などを
できるだけ詳しく説明し、十分な理解と同意を得ること

施設長や医師、その他現場の責任者から説明を行った上で本人や家族の同意を得る。（同意書等による）

また、説明の概要（説明日時、説明者、説明を受けた家族等、説明内容等）を記録に残す。

③ 状況をよく観察・検討し、**要件に該当しなくなった場合は速やかに身体拘束を解除すること**

やむを得ず身体拘束を行う場合には、その度に、様態及び時間、心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録する。

また、要件に該当しなくなった場合は速やかに拘束を解く。

出典) 厚生労働省「身体拘束ゼロ作成推進会議」『身体拘束ゼロへの手引き』2001

高齢者虐待防止・身体拘束禁止に係る研修教材例



「教育システム」は次のURLから無料でダウンロードできます

http://www.dcnnet.gr.jp/kaigokenkyu/kaigokenkyu_06_003f_01.html

養介護施設従事者等による
高齢者虐待に関する相談・通報先

広島市健康福祉局高齢福祉課

電話 082-504-2648

※「虐待かもしれない!？」という早い段階で相談を!